

事 務 連 絡  
令和3年3月31日

各都道府県 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

ワクチン接種円滑化システム（V-SYS）を使用した新型コロナウイルス  
ワクチン接種費用の請求書の作成方法について（周知）

医療機関等において実施された新型コロナウイルス感染症にかかるワクチン  
接種費用の請求書の作成方法の詳細について、添付のとおりお知らせいたしま  
すので、御了知いただくとともに、費用の請求をする医療機関等に速やかに周知  
がなされるよう、管内の市区町村及び関係団体に周知頂きますようお願いいた  
します。

特に、令和3年2月及び3月に接種を実施した医療機関等においては、最初の  
請求を4月12日までに行う必要があることから、こうした医療機関等への速や  
かな周知をお願いいたします。

この内容については、追って、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の  
実施に関する医療機関向け手引き」において追記する予定であることを申し添  
えます。